

石川県公報

平成 25 年 9 月 10 日
第 1 2 6 2 8 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示	
○応急入院指定病院の指定 (障害保健福祉課)	1
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正(水産課)	2
公 告	
○政府調達に関する協定に係る入札公告(危機対策課)	3
○入札公告(情報政策課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告(県民交流課)	5
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告(経営対策課)	6
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告(建築住宅課)	6
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	7
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	7
○県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	8

告 示

石川県告示第386号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4第1項の規定により、応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 期 間
石 川 県 立 高 松 病 院	かほく市内高松ヤ36	平成25年9月9日から 平成28年9月8日まで
金 沢 大 学 附 属 病 院	金沢市宝町13番1号	〃
加 賀 こ こ ろ の 病 院	加賀市幸町2丁目63番地	〃
松 原 病 院	金沢市石引4丁目3番5号	〃
七 尾 松 原 病 院	七尾市本府中町ワ部5番地	〃

石川県告示第387号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	妹・OL・人妻 すげべ丸出し	オ ー ピ ー 映 画
〃	熟女事務員 癖になる痴態	新 日 本 映 像
〃	新任女刑務官 禁じられた関係	〃

ク	SEX診察室 あえぐ熟巨乳	オ ー ピ ー 映 画
ク	黒い団地妻 妊娠したい入居者	新 日 本 映 像
ク	尼寺 姦淫姉妹	新 東 宝 映 画
ク	禁欲シスター 犯りたい祈り	大 蔵 映 画
ク	喪服不倫妻 こすれあう局部	新 東 宝 映 画
ク	奴隷愛人 めざめた人妻	ク
ク	乱宴の宿 湯けむり未亡人	オ ー ピ ー 映 画
ク	道化死てるぜ! (原題) STITCHES	松 竹

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年9月10日

石川県告示第388号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2013年10月号 (04333-10)	(株)ダブリュエスココーポレーション
ク	NaiNaiプレス北陸 2013年10月号 (06805-10)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2013年10月号 (86663-10)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年9月10日

石川県告示第389号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成14年石川県告示第665号。以下「告示第665号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第665号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の門前加入区の項区分の欄を次のように改める。

- ① 大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営むいか釣り漁業
- ② 小型定置漁業
- ③ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①及び②に掲げる漁業以外の漁業

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 借上件名及び数量
石川県総合防災情報システムに係る映像機器等借上 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書及び入札仕様書による。
- (3) 借上期間
平成26年3月20日から平成31年3月19日まで
- (4) 借上場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第83号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けていない者であること。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を平成25年10月11日（金）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札仕様書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び入札仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室危機対策課防災システムグループ 電話番号 076-225-1483
- (2) 入札説明書及び入札仕様書の交付方法
(1)の場所において交付する。
- (3) 入札書の受領期限
平成25年10月22日（火）11時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所

とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年10月22日(火) 11時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

Renewal of crisis center facilities, and Modification of a weather warning information system. 1 set

(2) Period of lease

From 20 March 2014 through 19 March 2019

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 22 October 2013

(5) Contact point for the notice

Emergency Policy Division Office of the Superintendent for Crisis Management

Ishikawa Prefectural Government 1-1 Kuratsuki, Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1483

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

ウイルス対策ソフトのライセンス更新 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当

電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1328

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

- (3) 入札説明書の交付期間

平成25年9月10日(火)から同年10月1日(火)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

平成25年10月15日(火)午前11時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階 811会議室(入札後、即時開札する。)

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求められることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請を受理した年月日
平成25年8月20日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ジブンのカタチ
- 代表者の氏名
西村 進
- 主たる事務所の所在地
小松市串町27番地1
- 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者に対し生活の支援に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年9月11日から同年10月10日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
野々江地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	珠洲市役所

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成25年9月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
加賀市南郷町ヌ1番5、1番6、6番2、31番、34番及び65番から67番まで 加賀市南郷町五29番3、30番、31番並びに32番4及び32番6から32番11までの7筆の筆界未定地の一部 加賀市吸坂町四13番1及び15番 加賀市吸坂町ヌ30番	緑地 加賀市南郷町ヌ1番6	加賀市南郷町ワの62番甲地 田村 穂照
河北郡内灘町字大根布九丁目1番から99番まで及び101番1から101番7まで	道路 河北郡内灘町字大根布九丁目90番から93番まで	金沢市入江一丁目143番地 大成ホーム株式会社

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年9月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,842人

石川県選挙管理委員会告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年9月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,763人

石川県選挙管理委員会告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年9月10日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,327人
七 尾 市 選 挙 区	15,979人
小 松 市 選 挙 区	28,961人
輪 島 市 選 挙 区	8,593人
珠 洲 市 選 挙 区	4,786人
加 賀 市 選 挙 区	19,756人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,522人
か ほ く 市 選 挙 区	9,345人
白 山 市 選 挙 区	30,082人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,401人
野 々 市 市 選 挙 区	13,010人
河 北 郡 選 挙 区	17,006人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,420人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,282人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,569人

石川県選挙管理委員会告示第78号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年9月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,763人